



質問

通常総会における監査報告を控え、標準管理規約第41条（監事）第1項に基づく監査を行うために、監事が理事長に対して、監査に必要な資料の提供を求めたが、理事長が応じようとしなない。これを理由に、監事が管理会社に対して、監査に必要な資料の提供を求めてきた場合、管理会社は当該資料の提供をしなければならないか。



回答

区分所有法第50条（監事）、標準管理規約第41条（監事）及び同規約第59条（会計報告）の規定を踏まえると、監事が理事長に対して、監査に必要な資料の提供を求めた場合には、理事長は管理会社から受領した当該資料を提供する必要がある。本件のように、理事長が監事の要求に応じず、これを理由に、監事が管理会社に対して、正規に請求の権限がある者として、当該資料の提供を求めてきた場合、管理会社は管理委託契約に基づき理事長に対し提出したことで履行は完了しているものの、当該資料を提供しなければ、監事はその責務を果たすことができなくなるため、当該資料を提供する必要があると考えられる。

なお、当該資料の提供を行う際には、あらかじめ理事長に対し提供する必要性の説明を行い、理解を得るように努めた上で、監事に提供することが望ましい。

また、これと同様に、監事が管理会社に対して、標準管理規約第41条（監事）第3項における臨時総会の招集権や、同条第7項における理事会の招集権に基づいて、その開催支援を求めてきた場合にも、標準管理委託契約書別表第1事務管理業務における理事会支援業務および総会支援業務の規定に基づき、管理会社はその業務を履行する責務がある。

<ご利用上の注意>

- 本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- 本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。
個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。
- 本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。